

仕様概要書

愛媛地方税滞納整理機構（以下、「当機構」という。）において導入している株式会社愛媛電算の滞納整理システムを利用するための構成機器等を更新し、引き続き同システムを利用するものである。

1 貸貸借概要

(1) 滞納整理システム貸貸借業務

（滞納整理システムについて、当機構が貸貸借により利用できるようにすること。）

(2) 貸貸期間

令和8年7月1日から令和13年6月30日までの5年間とする

(3) 納入場所

愛媛県松山市一番町四丁目1番地2 愛媛県自治会館4階

愛媛地方税滞納整理機構

(4) 滞納整理システムの詳細

別紙仕様書のとおり

（機器構成等は、5に記載の株式会社愛媛電算担当者まで照会し動作確認を受けたうえで、機器構成明細書を当機構へ提出すること。）

(5) リース契約に含まれる金額

① ハードウェア及びソフトウェア経費

② 導入経費

③ 機器等の保守経費

今回の調達の範囲は、仕様書を満たすハードウェア・ソフトウェアの提供、機器の搬入・据付・データ移行・調整及び保守を含む役務の提供の全てであり、貸貸借期間の保守並びにライセンス利用を含む全てとする。

役務の提供とは、具体的には次のとおりである。

① 機器の搬入・据付・データ移行・調整及びこれらを実施するため当機構職員との協議並びに資料作成

② ハードウェアに関する5年間の保守サービス

③ 今回設置する物品の次期更新時における撤去(機器の撤去、リサイクル法を遵守した撤去物品の廃棄処理)

④ 本調達に係わる設定資料及び管理資料の作成

なお、リース料の見積りにあたって、構成機器等の金額明細を必要とする場合は、5に記載の担当者まで照会すること。

2 その他

- ① 全ての機器類を動作させるために必要な、電源ケーブル、入出力装置、その他周辺機器の接続用ケーブル類等の配線材は、受注者が提供し、動作可能な状態に調整して納入すること。
- ② 導入については、業務に支障がないように配慮し、令和8年6月30日までに完了すること。
- ③ 受注者は、保守に関する体制については当機構担当職員の承認を得ること。

3 ハードディスクの取り扱い

修理交換により取り外されたハードディスクおよびリース満了後に撤去するハードディスクについては、当機構において、ハードディスクを破壊するなど、情報漏洩防止のための万全の措置をとった後に、当該ハードディスクを受注者に引き渡す。

4 機密保持

本契約を履行する上で知り得た当機構に係る情報については、その機密を保持するものとし、当機構に無断で公開または第三者へ提供するなどの行為は禁止する。

5 同等品等の確認の照会先

株式会社 愛媛電算

公共営業部 河田 真也

〒790-0067 愛媛県松山市大手町一丁目11番地7

TEL : 089-941-2226 FAX : 089-941-2285

e-mail : kawata@ehime-densan.co.jp